



長野県報

12月7日(月)
令和2年
(2020年)
第162号

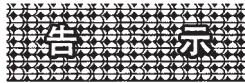
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出（介護支援課）	2
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気環境課）	2
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公告

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（6件）（産業技術課）	3



長野県告示第615号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 特定施設入居者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
合同会社陽だまり	ソラーナ上町	長野市吉田1-14-33	令和2年12月1日

（登録特定行為事業者 介護予防特定施設入居者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
合同会社陽だまり	ソラーナ上町	長野市吉田1-14-33	令和2年12月1日

介護支援課

長野県告示第616号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部 守一

(住宅型有料老人ホーム)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
合同会社陽だまり	ソラーナ上町	長野市吉田1-14-33	令和2年2月28日

介護支援課

長野県告示第617号

平成29年長野県告示第377号により土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の全部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
伊那市荒井3672番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第618号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部 守一

下伊那郡阿智村春日1528番1、1528番2、1528番3、1529番1、1529番2、1531番、1532番1、1532番2、1533番1、1533番2、1533番3、1534番1、1534番2、1535番1、1535番2、1535番3、1535番4、1536番1、1536番2、1536番3、1536番4、1536番5、1536番6、1536番7、1536番8、1538番、1539番、1540番1、1540番2、1542番1、1542番2、1544番1、1544番2、1545番1、1547番1、1549番1、1560番14、1560番17、1560番23、1560番30、1560番34、1560番60、1560番61、1560番62、1560番65、1560番68、1560番69、1560番70、1560番71、1560番80、1560番81、1560番85

産業立地・経営支援課

長野県告示第619号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡小海町大字千代里字上大谷地2100の73から2100の77まで、字奥菅窪2757の13
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第620号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3344の1、3353の5、3366の1、3344の1地先・3366の1地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、3353の5地先（次の図に示す部分に限る。）、3366の1地先（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第621号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月7日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大字大河原388番の3地先から
下伊那郡大鹿村大字大河原394番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年12月7日

道路管理課



公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和2年12月7日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
茅野市	平成29年度から平成30年度まで	地籍簿及び地籍図	玉川の一部	令和2年12月1日
上高井郡高山村	平成30年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	大字牧の一部	令和2年12月1日
上水内郡飯綱町	平成30年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	大字赤塩の一部	令和2年12月1日

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年12月7日

長野県工業技術総合センター所長 宮嶋隆司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子プローブマイクロアナライザ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県工業技術総合センター 材料技術部門
(2) 所在地 長野市若里1-18-1
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 アズサイエンス株式会社
(2) 所在地 松本市村井町西2丁目3番35号
- 5 落札金額
60,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和2年8月17日

産業技術課